（告示）

第十二条　国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨（第一号に掲げる場合において第三条第二項の規定による限定をしたときは、その旨）を告示する。

一　（略）

二　第四十四条の二（同条第一項の表第一号に係る部分に限る。）の承認をしたとき。

三・四　（略）

（整備規程の認可）

第十三条　法第六条ノ三の規定による整備規程（以下この章において「整備規程」という。）の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

（認定の申請）

第二十条　認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第七号様式）に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（認定に係る事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

（認定書の交付）

第二十二条　地方運輸局長は、認定をしたときは、整備事業場認定書（第八号様式）を交付する。

（確認の方法等）

第二十四条　（略）

2　整備主任者は、確認を行つたときは、確認日誌にその内容及び氏名を記載するとともに、当該船舶又は物件に確認したことを証する認印（第九号様式）を附し、整備済証明書（第十号様式）を整備を依頼した者に交付しなければならない。

3　（略）

（認定の失効及び取消し）

第二十八条　（略）

2　地方運輸局長は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一　（略）

二　第二十四条、前条第三項、第四十四条の二（同条第一項の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十四条の三（同条の表第七号から第十号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

三・四　（略）

第四章　運用規程の認可並びに遠隔支援業務に係る事業場の認定及び整備規程の認可

（運用規程の認可）

第二十九条　法第六条ノ四第一項の国土交通省令で定める船舶又は物件は、次に掲げるものとする。

一　浮体式洋上風力発電施設の船体

二　蒸気タービン

三　内燃機関

（告示）

第十二条　国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨（第一号に掲げる場合において第三条第二項の規定による限定をしたときは、その旨）を告示する。

一　（略）

二　第二十八条の二（同条第一項の表第一号に係る部分に限る。）の承認をしたとき。

三・四　（略）

（整備規程の認可）

第十三条　法第六条ノ三の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。

（認定の申請）

第二十条　認定を受けようとする者は、事業場認定申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（認定に係る事業場が本邦にある場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

一～五　（略）

2　（略）

（認定書の交付）

第二十二条　地方運輸局長は、認定をしたときは、整備事業場認定書（第七号様式）を交付する。

（確認の方法等）

第二十四条　（略）

2　整備主任者は、確認を行つたときは、確認日誌にその内容及び氏名を記載するとともに、当該船舶又は物件に確認したことを証する認印（第八号様式）を附し、整備済証明書（第九号様式）を整備を依頼した者に交付しなければならない。

3　（略）

（認定の失効及び取消し）

第二十八条　（略）

2　地方運輸局長は、認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一　（略）

二　第二十四条、前条第三項、第二十八条の二（同条第一項の表第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第二十八条の三（同条の表第七号から第十号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

三・四　（略）

（新設）